

特集

NPO法人りすシステムの生前契約とは
施設入居時の身元保証も行う



INDEX Vol.3 の目次

- ケアトークからのご挨拶
- Top Interview
ーりすシステムさんの活動について
教えていただきましたー
代表理事 杉山歩氏
- りすシステムの生前事務と死後事務
- 「ココシニア」オンライン見学
- 業務コンサルティング部のお知らせ

今号のケアトーク通信は、反響が大きかった身元保証についてクローズアップし、施設入居時の身元保証を行っている「NPO法人りすシステム」の杉山代表にインタビューをしてきました！

独り身の高齢者が急増している今、保証人についてのご不安はありませんか？

わたしたちへの相談でも、「親族はいるけれど高齢」、「親族に保証人を頼みたくない」というお悩みを持たれるかたも増えています。

お話の内容が濃く大変勉強になったため、今回は前編で次号で後編を

お届けします。

また、前号でご紹介した施設紹介サイト「ココシニア」で11月にオンラインイベントを行います！

内容は取り組みが始まってきている施設のオンライン見学についてです。

その他、新型コロナ緊急助成もあり、施設への導入が進んでいるオゾン除菌・脱臭器「エアバスター」も助成金の内容を含め掲載しておりますので、今号もどうぞ最後までご覧ください！

株式会社ケアトーク 樋井渉



実際にりすシステムの利用者で施設に入居されている方は多いですか？

はつきりとした数はだしておりませんが、有料老人ホームやサ高住、グループホーム、ケアハウス、特養などご入居されている方は多くいらっしゃると思います。直近でも体調が悪化してしまったり、怪我をして動けなくなったりしてしまい急に必要に迫られた方が目立つようになっています。

新型コロナウイルスの影響は何かありましたか？

コロナに関しては施設関係でいうと、どの施設も面会制限が厳しくなっていますね。入居を検討するために施設に見学に行っても、モデルルームがない施設ではロビーまでの案内しかできず居室へのご案内ができない為、入居のご判断がなかなか難しい状況が続いていました。今は徐々にそれも緩和されてきましたが。



NPO法人りすシステム
生前契約スーパーバイザー
代表理事 杉山 歩さん

2016年日本ライフ協会が預託金の不正使用で倒産した事件は、施設にも大きな影響がありました。金銭の取り扱いはどのような対策をしていますか？



分からない方が多く、思いを実現できない方がほとんどです。りすシステムは第一報を受けてから公正証書に従って、希望通りの物事が実行されていきます。最後まで自分らしく、また尊厳・人権を守るためにまずは情報収集をしつつか行っています。

契約者からお預かりしたお金は、第三者機関、日本生前契約等決済機構が管理しています。弁護士、公認会計士などつくる別組織が、契約内容の確認や預託金管理を行なっています。決済機構は、生前に死後の備えとして葬儀などについて契約された内容、保証事務の履行、さらに日常生活における支援業務など、受託機関の行う仕事に適正に行われるよう監督・保証する機関になります。

お忙しいところインタビューを受けていただきありがとうございます。次号のケアトーク通信では、ご遺体を安置する「りすセンター新木場」の存在や、施設入居で多く使われる「保証パック100」などについて教えていただきます。

また、既に施設にご入居されているかたの保証人の変更の承諾についてなど、盛りだくさんでお届けします！



株式会社ケアトーク
榎井 渉

現在、利用者は何名いらっしゃいますか？

現在4020〜4030名くらい、いらっしゃいます。私どもが1993年からスタートして100名以上のお見送りのお見送りに携わってまいりました。それを支えるスタッフはボランティアのかたを含めて全国で約100名。活動のメインの関東には60名程が在籍しています。最近



では、お子さんが先に亡くなったので、りすシステムを利用するとう方が増えています。また家族はいるけど疎遠な方、あるいは子供に迷惑をかけたくないなど思われている方も多くいらっしゃいます。

施設から成年後見の弁護士のかたが緊急時の駆けつけや、延命の判断など、動いてくれないと困ったと聞くことがあります。りすシステムさんはどう対応していますか？

後見人の立ち位置は、法律行為をする方々なので、入院費用などの対応はすぐに対応していただけますが、転倒による怪我などの事実行為については、

りすシステムの生前事務と死後事務

人は、いつ、どこで、どんな災いに遭遇するかわかりません。どんなときにどんな支援が必要かを決めて契約しておくのが生前契約です。これまでは、療養看護や最期の看取り、葬儀などは、家族の役割でした。これからの新しい時代を生きていく私たちには、「自分らしい生き方」の選択と同時に、自己責任で「死」など、不測の事態に備えておくことが必要となります。



【生前事務の内容(後見事務)】

- 入院、賃貸住宅入居、老人ホーム等への入所の際等の身元引受保証
- 認知症などになった場合の後見人業務
- 手術の立会い、医師からの説明への立会い、同意の代理等
- 医療上の判断に関する意思表示の代理
- 財産の維持管理や処分等の支援や代理
- 介護保険その他必要な福祉サービスの契約の代理、立会い
- その他、現在、家族が行なっていることで日常生活での困りごと、また生活の質を高めるために必要な生活上の

【死後事務の内容】

- 火葬・納骨・葬儀
- 電気・水道・ガス等の料金支払や整理
- 住んでいた住居の片付け、賃借の場合は返還事務、同居していた人に対する住み替えの支援
- 保険・年金などの諸手続き
- クレジットカードなど各種カード類の解約、返還手続き
- 個人情報(パソコン、携帯電話等)の消去、破壊
- ペットなど死者が愛用したものや情報の処分
- 祭祀財産の処理(墓、仏壇の管理や処分なども含む)
- 死後もお世話になった方へのお祝いや香典などの社会参加の代理・代行、その他

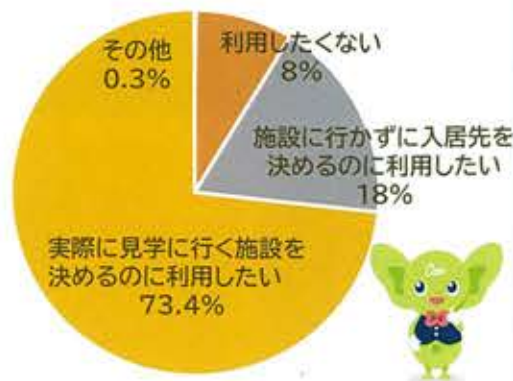


では、後見人が対応する位置づけに当たりません。本来は入居の際に身元引受人が必要になり、何か起こった際は身元引受人に連絡が入りますので、後見人

だけで施設入居している方は殆どいらっしゃいません。身元引受人がいらない方からは、身元保証会社が使えないかというご相談が最近増えています。ですが、一部の施設では後見人の方がついていけば入居可能な施設もあります。それは法律行為や事実行為の見解など施設側が理解できていない可能性があまりありません。それは制度がとても複雑で分かりづらいためから後見人が全てをやってくれればと思われている施設も少なくありません。しかし実際はお金の管理をしてもらえるだけです。日々の生活の中で必要な物の買い出しや、ちょっとした用事などに対応できる保証人がいらっしゃらないと施設は困ってしまいます。その為りすシステムでは契約時に5つの契約をし、うち3つは公正証書を作ります。生前事務委任契約公正証書、任意後見契約公正証書、遺言公正証書の公正証書と、基本契約と死後に関する契約書です。公平な第三者である公証人がご本人からしっかりとお気持ちを聞いて公正証書を作成することは、ご本人の意思が証明されトラブルを避ける為にも必要不可欠になります。

最近「終活」をされている方は増えていますが、いざ現実になると何からやればよいのか

【オンライン見学を利用する目的は次のうち何ですか？】



ココシニア 老後の幸せにつながる新しい施設紹介サイト
coco-senior.jp 「ココシニア」からのお知らせ！

「オンライン見学って何？」

～オンライン見学を分かりやすく解説したオンラインイベントを開催！～

▽実施日時 11月20日(金) 14:00～15:00

▽参加方法 QRよりお申し込みください。



お問い合わせはケアトークまで！

- 介護施設のオンライン見学におけるアンケート結果を発表！
- オンライン見学の希望所要時間は入居希望者の約7割が「30分未満」